

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

平成 31 年 1 月 7 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

- 第 1 監査の種類 定 期 監 査
- 第 2 監査の対象 市民安全課、原子力防災対策室、危機管理課、安塚区総務・地域振興グループ、大島区総務・地域振興グループ及び教育・文化グループ
- 第 3 対象年度 平成 29 年度
- 第 4 監査の方法 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 第 5 監査の期間 平成 30 年 10 月 1 日 ～ 12 月 27 日
- 第 6 監査の結果 以下の指摘以外は、おおむね適正であった。

被監査課等	内容
危機管理課	○消防施設整備事業 消防備品整備で購入した備品の登録状況について、24 年度、27 年度の監査において注意したところであるが、今回の監査でも過年度分の一部を除き備品台帳に登録されておらず、不適正な財産管理となっていた。ついては、過年度分からもれなく登録し、上越市財務規則及び同物品管理規則に基づき、適正な財産管理に改められたい。